

甲州市農業委員会日程

会期	平成31年2月25日(月)			自	午後1時30分
				至	午後3時00分予定
会場	甲州市役所本庁舎2階 第一会議室				
日 程					
1	会議録署名委員の指名				
2	会長報告				
3	議 案				
	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について			(4件)
	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について			(1件)
	第3号	農地法第5条の規定による許可申請について			(10件)
	第4号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権貸借)			(12件)
	第5号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)			(16件)
	第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について			(16件)
	第7号	市民農園整備促進法に基づく市民農園区域の指定について			(1件)
4	報告				
	第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について			(5件)
5	その他				

甲州市農業委員会 会議録

1. 開催日 平成31年 2月25日(月)午後1時30分から午後3時00分
甲州市役所本庁舎2階 第一会議室

1. 出席した委員

1 荻原 一雄	2 反田 治	3 雨宮 正明
4 中村 一成	5 武井 秀樹	6 小林 正元
7 丸田 米治郎	8 古屋 富男	9 田邊 久
10 雨宮 一夫	11 廣瀬 博	12 小林 一
13 小林 松好	14 大竹 敬貴	15 坂本 武敏
16 關野 利彦	17 内田 栄昭	18 有賀 利隆
19 大島 節子	20 根津 信彦	21 長田 元紀
22 内田 貴美雄	23 若月 榮	24 町田 栄治
25 竹井 正人	26 古屋 芳明	27 矢崎 武秋
28 山本 兼吾	29 雨宮 昭一	30 雨宮 今朝澄
31 高野 耕一	32 秋山 美峰	33 前田 貞治
34 辻 高行	35 雨宮 忠仁	36 三森 清
37 佐藤 和彦	38 手塚 純一	

1. 欠席した委員

4番 中村 一成 34番 辻 高行

1. 本会議の会議録署名委員

9番 田邊 久 10番 雨宮 一夫

1. 職務のため本委員会に出席した職員

中村 正樹、中村 賢一、岡部 英司、島田 淳、百瀬 あす香

1. 会議日程 別紙

事務局	<p>会議に先立ちまして挨拶をしますのでご起立を願います。 (相互に挨拶) それでは定刻となりましたので、会長にあいさつをいただき、日程に基づいて進行をお願いいたします。</p>
会 長	(会長の挨拶)
議 長	<p>只今から甲州市農業委員会 2 月定例の総会を開催いたします。只今の出席委員は、農業委員 18 名、推進委員 18 名で定足数に達しております。本日、4 番中村一成委員、34 番辻 高行委員より欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>日程 1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、9 番 田邊 久委員、10 番 雨宮 一夫委員をご指名いたします。</p>
議 長	<p>日程 2、会長報告 1 月 29 日甲州市文化的景観調査委員会、勝沼防災センターにて行われ出席しました。2 月 19 日甲州市国民健康保険運営協議会、甲州市役所にて行われ出席しました。2 月 25 日人・農地プラン検討会、甲州市役所にて行われ出席しました。この会議につきましては、職務代理 2 名も出席しております。 通常毎月 7 日を基準としまして山梨県農業会議で常設審議委員会が行われておりますが、今月は体調不良により欠席しました。報告は以上です。</p> <p>只今の会長報告について、何かご意見がございましたらお願いいたします。 それでは、ご意見もないようですので、以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程 3、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、4 件を上程し、審議を行います。議案第 1 号 1 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第 1 号農地法第 3 条第 1 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
2 2 番	(議案第 1 号 1 番の調査報告をする)
議 長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 1 号 1 番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第 1 号 1 番については許可することに決しました。</p>

議 長	次に議案第 1 号 2 番、3 番につきましては、譲受人が同一人であるため一括上程といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 1 号農地法第 3 条第 2 番、3 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
7 番	(議案第 1 号 2 番、3 番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 1 号 2 番、3 番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第 1 号 2 番、3 番については許可することに決しました。
議 長	次に議案第 1 号 4 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 1 号農地法第 3 条第 4 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
7 番	(議案第 1 号 4 番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 1 号 4 番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第 1 号 4 番については許可することに決しました。
議 長	次に議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 件を上程し、審議を行います。議案第 2 号 1 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 2 号農地法第 4 条第 1 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

29番	(議案第2号1番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第2号1番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議長	次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、10件を上程し、審議を行います。議案第3号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第3号農地法第5条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
2番	(議案第3号1番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号1番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議長	議案第3号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第3号農地法第5条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
2番	(議案第3号2番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号2番については許可することにご異議ございませんか。

	<p>(「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p>
議 長	議案第 3 号 3 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 3 号農地法第 5 条第 3 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
2 1 番	(議案第 3 号 3 番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 3 号 3 番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議 長	議案第 3 号 4 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 3 号農地法第 5 条第 4 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
2 3 番	(議案第 3 号 4 番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 3 号 4 番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議 長	議案第 3 号 5 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 3 号農地法第 5 条第 5 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)

議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
6 番	(議案第 3 号 5 番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 3 号 5 番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議 長	議案第 3 号 6 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 3 号農地法第 5 条第 6 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
8 番	(議案第 3 号 6 番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 3 号 6 番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議 長	議案第 3 号 7 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 3 号農地法第 5 条第 7 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
9 番	(議案第 3 号 7 番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

	<p>農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号7番については許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことです。許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p>
議 長	<p>議案第3号8番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第3号農地法第5条第8番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
3 2 番	<p>（議案第3号8番の調査報告をする）</p>
議 長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号8番については許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことです。許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p>
議 長	<p>議案第3号9番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第3号農地法第5条第9番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
3 2 番	<p>（議案第3号9番の調査報告をする）</p>
議 長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号9番については許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことです。許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p>
議 長	<p>議案第3号10番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>

事務局	(議案第3号農地法第5条第10番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
37番	(議案第3号10番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号10番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議長	次に議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について12件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	(農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定12件について説明し、意見を求める)
議長	それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第4号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり) 異議なしとの事ですので、議案第4号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。
議長	次に議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について16件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	(農地中間管理事業を実施する公益財団法人山梨県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画16件について説明し、意見を求める)
議長	それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第5号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり) 異議なしとの事ですので、議案第5号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。
議長	次に、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について16件を上程し、意見を求めます。事務局に

事務局	<p>説明を求めます。</p> <p>議案の説明に入る前に1点訂正がございます。番号11番をご覧ください。「賃借権又は使用貸借権による権利を設定する農用地」の「面積」の合計欄が27ページにございます。こちらの畑()内の数値が誤っております。正しくは1,563㎡になりますので修正をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案の説明にはいります。</p> <p>(農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案16件について説明し、意見を求める)</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>農業委員の皆さんにお諮りします。議案第6号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>異議なしとの事ですので、議案第6号につきましては、説明のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>議案第7号市民農園整備促進法に基づく市民農園区域の指定について1件を上程し意見を求めます。議案第7号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>J Aフルーツ山梨本所の東側にあります現在開設中の市民農園「一葉やさい文学園」の利用を平成31年3月31日をもって終了し、地権者へ農地を返還いたします。また、平成31年4月1日付けで「一葉やさい文学園」を移転し、6月1日より移転先での開園を予定しており、一連の手続きが必要となります。配布資料の1枚目をご覧ください。こちらは農林水産省の市民農園についてのパンフレットを抜粋したものになります。今回は、市民農園整備促進法という法律に基づいて移転の手続きを行います。</p> <p>まず、市民農園整備促進法第4条の規定により、市民農園区域変更を行います。資料の「2. 市民農園区域設定」にあたる部分です。このことについて農業委員会での決定後、市長名で山梨県知事あてに市民農園区域変更同意申請書を提出し、県知事の同意を得ます。その後、市民農園整備促進法第7条の規定により、市民農園整備運営計画の変更を行います。資料の「3. 市民農園の開設」にあたる部分です。こちらも農業委員会での決定を経てから市長名で山梨県知事に市民農園開設変更認定同意申請書を提出し、県知事から同意を得るという流れになります。</p> <p>市民農園区域変更と市民農園開設区域変更については、県知事からの同意が得られた後、市で公表を行います。</p> <p>今月は資料の2にあたる市民農園区域変更について議題に上げさせていただき、来月の総会で資料の3にあたる市民農園整備運営計画の変更について上げさせていただき予定です。</p> <p>それでは、議案に入ります。30ページをご覧ください。</p> <p>(市民農園整備促進法に基づく市民農園区域の指定について説明し、意見を求める)</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p>

13番	13番小林です。新規の農園ができると現在の農園はどうなるのですか。
事務局	お答えします。現在の農園につきましては、地権者が3名おありまして、その中で一番大きな土地の地権者から昨年、土地利用計画があるので返してほしいと申し出がありました。急でしたので、利用者もいることから今年度一杯貸していただきたいとお願いしたところ今年度お借りできることになりました。その後の農地利用については、個人の計画になりますので、ここで答えはできません。現状復旧し、返還することになります。
議長	よろしいでしょうか。
13番	ありがとうございました。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第7号1番については許可相当として山梨県知事に同意を求めることにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に同意を求めることに決しました。
議長	次に日程4報告、農地法第18条第6項の規定による届出について5件を報告願います。
事務局	（合意解約の届出5件について説明する）
議長	只今の報告について何か発言はございますか。 （「なし」との声あり） 発言はございませんので、以上で報告を終わります。
議長	日程5その他、事務局より報告及び事務連絡等をお願いします。
事務局	その他でございますが、当日配布資料、農業用施設等設置の届出をご覧ください。今月は農業用施設等設置の届出が1件ございましたので報告をいたします。（説明を付す）
事務局	次に非農地通知の発送について報告します。 毎年、委員の皆様には、お願いをさせていただき、利用状況調査や荒廃農地の発生解消状況に関する調査を行っておりますが、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとしております。 そこで非農地判断を行いましたので報告します。 対象地域 塩山小屋敷（滑澤）、件数12件、筆数合計198筆、面積合計83,861㎡ 平成30年10月26日有賀会長、担当地区委員として武井委員に現地での国の基準に照らし合わせ確認していただいたところ、農業委員会として農

	<p>地に該当しない旨を判断しましたので、農地法第2条第1項に基づき非農地通知を所有者及び関係機関、法務局・峡東農務事務所に通知しました。なお、平成30年3月12日、農林水産省経営局長より、「農地法の運用について」の一部改正の通知が知事あてであり、この判断について総会又は部会の議決を必ずしも必要とするものではないと改正され、同日において施行されましたので今回報告としました。</p> <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲州市農業ビジョン策定に伴うアンケート調査について（説明を付す） ・甲州市農業振興協会の講演会について（説明を付す） ・農業手帳について（説明を付す） ・世界農業遺産の推薦になった報告 <p>議長</p> <p>以上ですが委員の皆さんから何かご質問等がございましたらお願いします。</p> <p>特にないようでございますので、以上で本日の日程は終了しました。会の円滑な進行にご協力いただき、お礼を申し上げます。それでは、これで本日の農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>（閉会の挨拶する）</p> <p>（閉会15時00分）</p>
--	---